

## 学内保育施設（つばさ保育園）の概要と利用について

1 施設名称 つばさ保育園

2 開設日 平成23年4月1日

3 所在地 中百舌鳥キャンパス 健康管理センター棟（B16棟）内  
堺市中区学園町1-1

4 定員及び利用状況

定員は10名。小学校就学の始期に達するまで利用できますが、小規模な保育園であり、開設以来、園児の多数を3歳未満児が占めていますので、乳幼児を中心にした運営を行っています。

5 利用資格

生後57日目から小学校の就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学の教職員（学生も可）であって、勤務、疾病、介護その他の事情により、その養育に係る乳幼児について保育施設による保育が必要であると認められる者。

### 【基本保育】

- ・ 保護者が共働きであることが必要です（学生の場合は働いているものとみなします）。
- ・ 保護者が共働きであっても、親族等によって乳幼児を養育できる場合は利用資格が認められません。
- ・ 共働きでなくても、育児をされる方が疾病、介護その他の事情で特に保育施設における保育が必要と認められる場合は、利用資格が認められることがあります。

### 【一時保育】

保護者の就労にかかわらず、出産、疾病、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等のために利用することができます。

6 保育日

月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み）

※理事長が必要と認めたときは、追加・変更することがあります。

7 保育の形態

(1) 基本保育 長期の利用期間において、継続的に実施する保育

(2) 一時保育 原則として定員までの範囲内で一時的に日を指定して実施する保育

※現在、0～2歳児の一時保育の利用は1日2名を上限とさせて頂いております。

(3) 延長保育 基本保育・一時保育の時間を延長して実施する保育

## 8 利用時間

保育の形態	利用時間
基本保育	8時30分～18時15分
一時保育	8時30分～18時15分
延長保育	8時00分～8時30分、18時15分～19時

## 9 保育料

(消費税込)

保育の形態	年齢	保 育 料		
			うち利用料	うち食事代
基本保育	3歳未満児	55,000円/月	48,400円/月	6,600円/月
	3歳以上児	41,800円/月	35,200円/月	6,600円/月
一時保育	3歳未満児	4,400円/日	4,070円/日	330円/日
	3歳以上児	3,300円/日	2,970円/日	330円/日
延長保育	3歳未満児	275円/15分	275円/15分	-
	3歳以上児	275円/15分		-

- 備考 ・表中の年齢は、利用する年度の4月1日における年齢。  
 ・食事代には、給食代、ミルク代及びおやつ代を含む。  
 ・第2子以降もあわせて基本保育を利用するときは、最も年齢の低い乳幼児以外の保育料を2分の1減額します。

### 10 入園料・一時保育登録料

入園料：11,000円(消費税込)

一時保育登録料：5,500円(消費税込)

### 11 保育園の利用について

#### (1) 基本保育の利用方法

- ・大阪府立大学保育施設利用申込書、就職証明書(配偶者が就職している場合のみ)、学生証のコピー(配偶者が学生の場合のみ)を提出してください。
- ・学内の委員会で利用者を決定し、結果を通知します。
- ・利用決定者には、入園前の手続きについて別途お知らせします。

#### (2) 一時保育の利用方法

- ・一時保育の利用には事前登録が必要ですので、遅くとも利用予定日の3営業日前までに、大阪府立大学保育施設利用申込書を提出してください。
- ・事前登録後、利用予定日の1か月前から前日(保育施設の休園日を除く。基本保育時間内。)までに保育施設に直接電話でお申込みください。
- ・乳幼児の状況を把握するため、保育施設に連絡の上、初めて一時保育を利用する日の前日までに、保育施設で面談を受けてください。
- ・予約の変更、キャンセルについては、利用予定日の前日(保育施設の休園日を除く。基本保育時間内。)までに保育施設にご連絡ください。当日キャンセルされた場合は、キャンセル料を請求させていただきます。

### (3) 延長保育の利用方法

- ・ 基本保育または一時保育の利用者で、延長保育を希望される方は、原則として利用予定日の前日（保育施設の休園日を除く。基本保育時間内。）までに保育施設に予約してください。
- ・ 予約の変更、キャンセルについては、利用予定日の前日（保育施設の休園日を除く。基本保育時間内。）までに保育施設にご連絡ください。当日キャンセルされた場合及び当日時間を短縮された場合は、予約内容どおりの保育料を請求させていただきます。

※ 基本保育利用者には、保育施設の円滑な運用のため、利用前月に翌月の「保育利用予定表」（基本保育・延長保育）をご提出いただきます。提出後の延長保育の追加・変更・キャンセルについては上記のとおりお願いいたします。

## 1 2 休園について

休園は、連続して2ヶ月以内の期間を限度とします。2ヶ月を越える場合は、退園とします。

(休園に伴う保育料の取扱いについて)

### (1) 園児の病気・怪我が理由の場合

当該月中 16 日以上（保育施設の休園日を含む。）利用しなかった場合及び月をまたいで連続して 16 日以上（保育施設の休園日を含む。）利用しなかった場合は、基本保育料の2分の1を減額し、当該月中1日も利用しなかった場合は、全額を免除します。

### (2) 園児の病気・怪我以外が理由の場合

当該月中1日も利用しなかった場合でも一律に、基本保育料の2分の1を徴収します。

(休園届の提出について)

16 日以上（保育施設の休園日を含む。）保育施設を利用しないことが見込まれる場合は、休園前にあらかじめ提出してください。

## 1 3 出産に伴う基本保育の継続利用について

出産のために産前・産後休暇及び育児休業を取得する場合の、現在基本保育を利用している乳幼児の継続利用については以下のとおりです。

### (1) 産前・産後休暇中

引き続き利用できます。

### (2) 育児休業中

利用できません。育児休業取得により退園とします。

なお、入園予定日（4月1日、7月1日、10月1日、1月1日）ごとに入園希望者の募集を行い、入園希望者がいた場合は、育児休業取得日直後の入園予定日の前日まで継続利用を認め、いなかった場合は例外的に、次の入園予定日の前日まで継続利用を認めます。

ただし、育児休業期間中の継続利用は、育児休業を開始した年度を越えないものとします。

(産前・産後休暇及び育児休業中の保育料の取扱いについて)

通常の基本保育料となります。

#### 1.4 保育料等の支払いについて

##### (1) 常勤・非常勤教職員の場合

各月の給与から前月分の保育料(基本保育料、延長保育料、一時保育料。キャンセル料も含む。)を控除します。また、入園料、一時保育登録料は、利用前の面談を行った日の属する月の翌月の給与から保育料とあわせて控除します。給与控除額の内訳については、大学からお知らせします。非常勤教職員については、雇用契約終了月等により給与控除できない場合があります。その場合は請求書を発行しますので納付期限までにお振込みをお願いします。

##### (2) 学生の場合

毎月、大学が前月分の保育料(基本保育料、延長保育料、一時保育料。キャンセル料も含む。)の請求書を発行しますので、納付期限までに振込みをお願いします。また、入園料、一時保育登録料は、利用前の面談を行った日の属する月の翌月に保育料とあわせて請求します。請求額の内訳についてもお知らせします。

#### 1.5 書類提出先等

保育園に関するお問い合わせは、事務局総務部人事課人事グループまでお願いします。

○事務局総務部人事課 人事グループ

〒599-8531 堺市中区学園町1-1 A11棟

TEL: 072-252-1161 (代表) 内線 2113

072-254-9105 (直通)